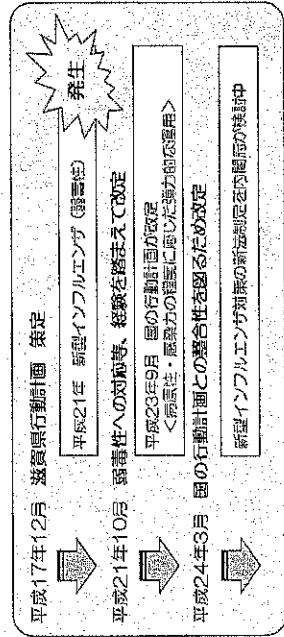


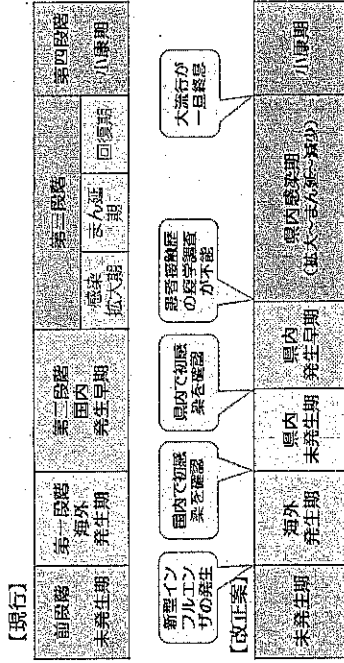
滋賀県 新型コロナウイルス対策行動計画 改定の経過



総論的事項

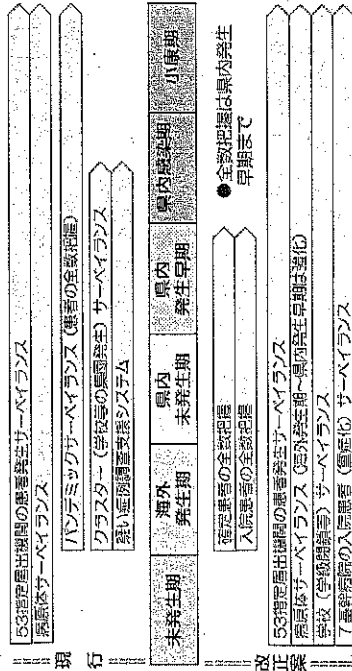
1. 運用の強化
 - 感染性・感染力等に起因した柔軟な対策を合理的に実施
 - 行動計画に示す対策の選択肢から、実効すべし対策を選択し決定
 - 状況に依り、必要性の低下した対策は、縮小・中止
2. 被害の軽減
 - 中等度(アジアインフルエンザ)、重症(スペインインフルエンザ)で推計
 - 発症者数: 中等度・重症とも350,000人
 - 最大入院者数: 中等度で1,100人、重症で4,400人
 - 社会的影響: 従事者の40%が欠勤
3. 主要7項目
 - 目的1 「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」
 - 目的2 「社会、経済を速復に導く」を達成するための戦略を7項目に分けて、対策内容を記載
 - ① 医療体制 ② サーベイランス・情報収集 ③ 情報提供・共有
 - ④ 予防 ⑤ 医療 ⑥ ワクチン ⑦ 社会・経済機能の維持

発生段階の再編



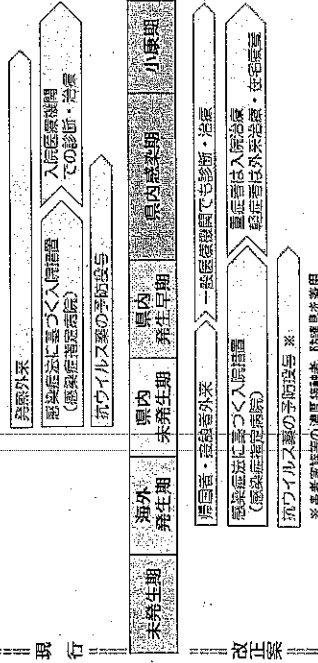
● 県内の発生状況を踏まえ、県の発生段階を判断し、行動計画に定めに対処を発生段階に応じて実施

サーベイランス体制の確立



● 平成23年9月に発症報告された平常時(未発生期)のサーベイランス体制を発生時にも適用

医療体制の整備



● 「発熱外来」を「発熱・接触外来」に転換し、該当する患者を診察

● 発生状況に依り、内科、小児科など通常インフルエンザの診察を行う一級診療機関での診察・診療に移行

情報提供・共有

1. 相談窓口
 - 「現行」
発熱相談センター(相談窓口)
 - 「現行」
発熱相談センター(相談窓口)
 2. 患者情報の共有
 - 「発熱者・接触者追跡センター」を設置して、該当患者の受診の履歴
 - 「コールセンター」を設置して、県民からの一級的な相談に対応
 - 相談内容を分析して、情報提供に反映
- 感染拡大防止や患者への支援に資するため、患者の個人情報保護万策および利用目的が定められている場合に限り、市町への患者個人情報を提供